

## 東広島市農業委員会令和元年12月（第12回）総会議事録

- 1 開催日時 令和元年12月26日(木) 午前9時30分から10時50分まで
- 2 開催場所 市役所本館4階 402, 403会議室
- 3 出席委員 22人

### 本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見 昌嗣	2	小倉 亜紗美	3	長原 毅
4	清水 寿昭	5	森原 敏昭	6	岡本 義則
7	古本 啓之	8	脇坂 俊之	9	原 茂正
10	台川 洋子	11	杉本 源藏	12	加栗 建男
13	窪田 恒治	14	佐伯 隆弘	15	田辺 寿孝
16	黒川 克輝	19	在間 千鳥	20	瀬戸 則昭
21	岡土居 正弘	22	住井 正美	23	木原 省五
24	立川 万里子				

- 4 欠席委員 2人

番号	氏名	番号	氏名
17	小池 智慧登	18	古川 国昭

- 5 傍聴人 なし
- 6 議事録署名者  
議長(会長) 4番 清水 寿昭 委員 5番 森原 敏昭 委員

### 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理機構関係分)の決定について

議案第 55 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地  
利用配分計画案に対する意見決定について

議案第 56 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 58 号 農地法関係事務処理要領の改正について

(5) 報告

報告第 49 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の専決処分について

報告第 50 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について

報告第 51 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について

報告第 52 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について

(6) その他

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	加二谷 達 雄	
農地保全係長	定 井 芳 紀	
農地係長	法 専 信次郎	
農地係主査	津 山 隆 之	
農地係主任	和 田 麻依子	
農地保全係主任主事	菊 田 直 紀	
農地保全係主任主事	高 橋 久 雄	
生活環境部黒瀬支所地域振興課主査		浅 井 初 音
生活環境部福富支所地域振興課産業振興係長		貞 清 良 成
生活環境部豊栄支所地域振興課主査		岡 本 美由紀
生活環境部河内支所地域振興課主査		木 村 ゆかり

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課課長補佐	瀬 野 健 士
産業部農林水産課担い手支援係主任主事	豊 田 宏
産業部農林水産課担い手支援係主事	小 田 祐 平

議 長	<p>これより12月総会を開会いたします。</p> <p>これからは着席の上で議事進行をさせていただきます。</p> <p>在任委員数24人中22名の方のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名させていただきます。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定によりまして、4番清水委員さん、5番森原委員さんを指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は、令和元年12月26日一日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>&lt; 異議なし &gt;</p>
議 長	<p>会期は令和元年12月26日一日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>まず初めに、議案第53号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、この案件は東広島市から意見を求めているため、計画内容については農林水産課より、利用集積率については事務局から説明をいたします。</p> <p>では、お願いいたします。</p>
小田主事	<p>私から、総会議案第53号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明させていただきます。</p> <p>資料をごらんください。</p> <p>今回議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の賃借権設定にかかわるもので、465件、総面積は1,620,006.54㎡となっております。詳細につきましては、資料をごらんいただきたいと思います。なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、12月27日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今農林水産課小田主事から、また事務局のほうから説明がございました。</p> <p>この議案は、本日配付いたしました資料1をご確認いただきたいと思います。資料1にありますように、岡本委員さん、清水委員さん、脇坂委員さん、古本委員さん、黒川委員さん、森原委員さん、田辺委員さんが関係者となっております。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当いたします。関係者分を先に審議することといたしますので、今お呼びいたしました委員におかれましては、審議の間は退室をお願いいたします。</p>
	<p>&lt; 岡本義則委員、清水壽昭委員、脇坂俊之委員、古本啓之委員、黒川克輝委員、森原敏昭委員、田辺寿孝委員、退室 &gt;</p>
議 長	<p>それでは、議案の事案のうち資料1にあります関係者分について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がないようでございますので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第53号の議案のうち、関係者分について決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議 長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第53号の事案のうち、関係者分については決定をいたします。</p> <p>それでは、関係の委員の皆様、どうぞ入室してください。</p>
	<p>&lt; 岡本義則委員、清水壽昭委員、脇坂俊之委員、古本啓之委員、黒川克輝委員、森原敏昭委員、田辺寿孝委員、入室 &gt;</p>
議 長	<p>それでは続きまして、議案の事案のうち、先ほど異議がない旨、東広島市長へ回答することに賛成いただきました事案以外について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。ございませんか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>

議 長	<p>ないようでございますので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第53号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の事案のうち、関係者分以について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>＜ 全員挙手 ＞</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第53号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、議案第54号で農地中間管理機構により集積したものは、農地は全て次の議案第55号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」に基づき、担い手に貸し付けられます。</p> <p>したがいまして、農地中間管理機構を介した農地の賃借という点で、密接に関連しております議案第54号と議案第55号は、合わせて説明をお願いしたいと思いますが、ご異議はございませんか。</p>
	<p>＜ 異議なし ＞</p>
議 長	<p>それでは、この案件も東広島市長から意見を求められているため、議案第54号と議案第55号を合わせて、農林水産課の豊田主任主事のほうから説明をお願いいたします。</p>
豊田主任主事	<p>それでは、まず総会議案の議案第54号の「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」説明をさせていただきます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>今回議案として提出しております農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）は、3件4,405㎡で、全て利用権の設定に係るものでございます。詳細につきましては、資料をごらんいただきたいと思います。なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、12月27日付で公告することとしております。</p> <p>続きまして、総会議案の議案第55号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」説明をさせていただきます。</p> <p>今回議案として提出しております農用地利用配分計画案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により農地中間管理機構が策定する計画の案でございます。農業委員会からの意見聴取を経て、農地中間管理機構と農地の受け手である各担い手との間で利用権設定を行うための農用地利用配分計画を農地中間管理機構が策定の上で、知事の認可を受けることとなっております。</p> <p>内容については、先ほどの議案第54号で説明をさせていただきました利用集積計画書により、農地中間管理機構が中間管理権を取得する筆の全てについて、農地中間管理機構と受け手となる担い手、3経営体との間で賃借権を設定するものでございます。よって、申込筆数及び申込面積についても、先ほどご説明した内容と同様となります。詳細につきましては、資料をごらんいただきたいと思います。</p> <p>なお、今回の農用地利用配分計画案につきましては、本日の総会においていただいたご意見を農地中間管理機構に報告することとなっております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今農林水産課豊田主任主事から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>議案第54号について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
	<p>＜ なし ＞</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見ないようでございますので、採決に入ります。</p> <p>議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに</p>

議 長	賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ですので、議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第55号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、この議案は、先ほど議案第54号とあわせて説明していただきましたので、これより質疑に入りたいと思いますが、この議案のうち、2ページの整理番号12の1は清水委員さんが関係者分となっておりますので、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当をいたします。関係者分を先に審議することにいたしますので、清水委員さんにおかれましては、審議の間退室をお願いいたします。</p>
	< 清水壽昭委員、退室 >
議 長	それでは、議案の事案のうち、関係者分について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ご質問、ご意見ないようでございます。これより採決に入ります。
	議案第55号の事案のうち、関係者分について決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第55号の事案のうち、関係者分については決定をいたします。
	それでは、清水委員さん、入室してください。
	< 清水壽昭委員、入室 >
議 長	続きまして、議案の事案のうち、先ほど異議がない旨、東広島市長へ回答することに賛成いただきました事案以外について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ご質問、ご意見ないようでございますので、採決に入ります。
	議案第55号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第55号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。</p> <p>農林水産課の瀬野課長補佐、豊田主任主事、小田主事、ありがとうございます。では、退席をお願いいたします。</p>
	< 瀬野課長補佐、豊田主任主事、小田主事、退室 >
議 長	<p>続きまして、議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
和田主任	<p>議長、和田</p> <p>それでは、総会議案の4ページをごらんください。</p> <p>議案第56号について説明いたします。</p> <p>今月は11件の申請がありました。内訳は7ページをごらんください。</p> <p>田28筆、19,488㎡、畑3筆、431㎡、合計31筆、19,919㎡です。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、130-1について説明します。</p> <p>●●の東北東700mのところで、親子間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p>

和田主任	<p>続いて、131-2について説明します。</p> <p>●●の北約1.6km及び2kmのところ、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。渡人は相続により申請地を取得しましたが、市外に居住し、耕作も難しいため、受人に所有権移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、132-3について説明します。</p> <p>●●の東1.3km及び1.6kmのところ、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。渡人は相続により申請地を取得しましたが、市外に居住し、耕作も難しいため、受人に所有権移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、133-4、134-5について関連しますので、一括して説明します。</p> <p>●●の北東500mのところ、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。番号133-4の受人には3人の労働力があり、134-5の受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、135-6について説明します。</p> <p>●●の北600mのところ、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。渡人は相続により申請地を取得しましたが、市外に居住し、耕作も難しいため、受人に所有権移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、136-7について説明します。</p> <p>●●の西700mのところ、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。渡人は相続により申請地を取得しましたが、市外に居住し、耕作も難しいため、受人に所有権移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、137-8について説明します。</p> <p>●●の南西400mのところ、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、138-9について説明します。</p> <p>●●の南西1.6kmのところ、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、139-10について説明します。</p> <p>●●の南東500mのところ、親戚間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、140-11について説明します。</p> <p>●●の南東600mのところ、新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は現在37歳で、●●の役員をされています。子供に将来的に農業に携わってほしいという思いがあり、農業経営を始めたいと考え、新規就農するものです。申請地には、桃、クリ、柿を植えつける予定で、技術習得については園芸センターの講習を受講し、また果樹栽培に詳しい近隣の知人から教わり、技術向上を目指すものです。受人には2人の労働力があり、必要となる農機具は保有されています。</p> <p>以上11件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今事務局から説明がございました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、5ページの申請番号131-2ですが私が担当しておりますので、簡単に申し上げます。</p> <p>番号131-2の617-3、地番でございます。位置は●●から北西に約800m位のところになります。それから、その次の676-7から679-1、この5筆は●●の●●の両サイドに位置するものであります。先ほど事務局から説明ございましたが、譲渡人は●●在住のためということで耕作できない。そういうことで、今回受人に所有権の移転をされるものです。</p> <p>受人は、皆様方もご存じのとおり例の酒米、山田錦等々で7.3ha等を耕作されております。当然必要な農機具、労働力、技術力等々については持っておられます。そういった意味で、効率的に利用、耕作されるということでもあります。</p>

議 長	<p>それから、被害防除措置の関係につきましては、皆様方ご存じのように、●●の前でございますので、周辺の農地に支障を及ぼすことはないということで、妥当であるというふうに判断しております。</p> <p>それでは、ほかの皆様方、何かございましたらお願いします。</p>
	< なし >
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いしたいと思います。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようでございますので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ですので、議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定をいたします。次に、議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
津山主査	<p>それでは、総会議案の8ページをごらんください。</p> <p>議案第57号について説明します。</p> <p>今月は23件の申請がありました。内訳につきましては14ページをごらんください。</p> <p>田40筆、29,151㎡、畑4筆、1,813㎡、合計44筆、30,964㎡です。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、236-1について説明します。</p> <p>駐車場及び資材置場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、自動車整備業を営んでいます。受人は昨年11月に農地法第5条の許可を受け、申請地とは別の場所に賃借権を設定し、駐車場として利用しましたが、貸主の都合により当該地を賃借することができなくなったため、渡人である貸主との協議の結果、事業所に隣接する本申請地に新たな駐車場等を賃借することが可能となったため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南120mに位置する第2種農地です。なお、昨年許可した土地については、今後の利用目的が駐車場等と異なることから、追認による許可申請を指導しております。</p> <p>続いて、237-2について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東435mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、238-3について説明します。</p> <p>宅地拡張、鶏舎への転用事案です。受人は●●に本店を置き、養鶏業を営んでいます。現在、隣接の養鶏場で鶏卵を生産していますが、取引先から増産依頼を受けており、現在の敷地のみでは増産が困難なことから、隣接する本申請地を鶏舎として整備するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南西3,000mに位置し、●●地区として昭和62年度から平成2年度にかけて実施された土地改良総合整備事業により整備された、農振農用地区域内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第35条第5号既存施設の拡張による第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、農振農用地用途区分につきましては、令和元年11月18日付で農業用施設用地へ変更済みです。</p> <p>続いて、239-4、240-5は関連しますので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、林業及び売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、2つの発電所とするため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南東920mから970mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、241-6について説明します。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、リース業を営む会社です。このたび、近接する事業所で新たにトラックのリース事業を始めるため、その駐車場用地として本</p>

津山主査	<p>申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北東1,200mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、242-7について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、小売業及び売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南東940mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、243-8について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北西2,600mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、244-9について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、販売業及び売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北西1,300mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、245-10について説明します。</p> <p>プール用地及びグラウンドへの転用事案です。受人は東広島市立小学校統合計画に基づき、●●地区の小・中学校を統合し、新たに小学校を●●に整備する計画であり、申請地には小学校プールを整備する計画です。申請地は、●●に近接する第2種農地です。なお、開発行為に係わる協議申出については、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、246-11について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南東500mに位置する第3種農地です。</p> <p>続いて、247-12から249-14は関連しますので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、建設業及び売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、3つの発電所とするため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北西150mから170mに位置する第2種農地、または第3種農地です。</p> <p>続いて、250-15について説明します。</p> <p>建売住宅及び車庫への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業を営む会社です。このたび、建売住宅を1棟建築、販売するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北東650mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、251-16から254-19は、同一案件ですので一括して説明いたします。</p> <p>工場及び倉庫への転用事案です。受人は●●に本店を置き、製造業を営む会社です。現在、受人は●●の関連企業として、自動車のプラスチック製部品を製造しています。近年、●●の増産等により製造品の物量が増加し、社内倉庫だけでは不足が生じたことから、複数の外部倉庫を借りて対応しています。出荷の都度、倉庫と工場をトラック移動するため、必要以上の移動時間を費やしています。また、現工場の敷地は既に手狭となっており、物流の効率化と受注品の増産に対応できない状況であることから、新たな自社の出荷拠点と倉庫を整備する必要があるため、本申請地を転用しようとするものです。なお、受人は現在の事業所から●●間の幹線道路沿いで用地を検討しましたが、出荷拠点と倉庫が建築可能でトラック等の出入りが容易な面積が確保でき、所有者からの同意が得られる場所を検討した結果、現在の事業所から約1.8kmの申請地を選定したものです。申請地は、●●の南西370mに位置する集団農地内の第1種農地です。</p> <p>本件は、農地法施行規則第33条第4号、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上（又は業務上）必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、255-20について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。申請地は●●の西</p>
------	--



津山主査	<p>1,150mに位置する第2種農地です。なお、申請地には一部地盤が緩い部分を含んでおり、そこを避けてパネルを設置する計画であり、有効活用面積は小さくなっています。</p> <p>続いて、256-21について説明します。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、運送業を営む会社です。現在、申請地の隣で運送業を営んでいますが、敷地不足のため、大型トラックの駐車場を会社から離れた場所に賃借していますが、このたび渡人との協議の結果、既存敷地隣接の本申請地を賃借し、駐車場を整備することが可能となったため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南660mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、257-22と258-23は関連しますので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、2つの発電所とするため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北西1,500mに位置する第2種農地です。</p> <p>以上、説明いたしました23件につきましては、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生ずる恐れがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。上程議案中、番号238-3、251-16から254-19、256-21は、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可することとし、それ以外は意見聴取の対象外であることから、許可してよいかあわせてご審議をお願いします。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>担当地区の委員さんより必要があれば補足説明をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。</p>
	< なし >
議長	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>ありませんか。</p>
岡本委員	<p>6番の岡本です。また今回も太陽光パネルが沢山出てるので、いろいろ気になっております。今回も13件出ています。太陽光パネルについて、良く分から無いのです。私自身は。土地所有者がつくった場合と借りてつくった場合と、あるいは土地所有者がつくった場合には何年もつか、10年もつかかなんとかという話は聞くのですが、そういう資料を事務局は持っておられますか。</p>
津山主査	<p>岡本委員からいただいた質問の趣旨としましては、所有者さんが事業をされる場合と、別の方が事業をされる場合と、それぞれのケースについての期間等でしょうか。</p>
岡本委員	<p>いろいろあるとは思いますが。貸付けたり、あるいは業者にそっくり渡したり。</p>
津山主査	<p>所有権移転とか賃貸借契約、おっしゃられるように2つのパターンがございます。それぞれにつきまして、一応国の売電事業の期間としては20年というのがございますので、基本的には20年の事業をするということでは申請が出てきております。</p>
議長	<p>現状では太陽光パネルの設置を規制する法律はありません。大きなメガソーラーになりますと、電気工事士を置いとかなきゃいけないとかいろんな条件ありますが、一般的には今現在ここに申請されていますパネル250枚とかでは規制がないと考えていただければいいのかなと思います。</p> <p>今、事務局が説明いたしましたように、まず業者が賃借権で土地を借りて太陽光を設置する場合、それから所有者の人が自分で設置する場合という、主にはそういうのがあろうかと思えます。ある程度しないと耕作放棄地がどんどん増えていくというのも一つありますし、先程、岡本委員さんのほうからおっしゃいましたように、異様な感じがするというのもあるだろうと思えます。</p> <p>法律では設置することを規制することができないので、今事務局のほうから言いましたように、どの様にパネル数を設置するに当たり、敷地面積をパネルの数で割ると、1枚当たりの設置面積が出ます。大きなパネルは1枚が4㎡ぐらいあるのですが、それだったら1枚4㎡の設置面積でいいだろうと。それに枚数をかけると全体の適正な用地になるだろうと、こういう判断です。中には、1.6㎡もあります。</p> <p>それから、先程、おっしゃいましたように、20年後には撤去するという条件もあるわけで</p>

議 長	<p>す。今は経済産業省では、撤去をする費用は必ず積立てくださいということで、その確認をしておられます。</p> <p>●●が5haぐらいのところは全部メガソーラーをしておられますけども、これは生態系に影響を与えるだろうなという思いはありますが、まだ現状では法律上は規制できないという状況があるわけです。</p> <p>皆様方、先般新聞でお読みになられたかと思いますが、新電力事業。東広島市もこの事業をやられます。官庁の電源もその新事業で賄うという格好です。今後ますますこういう太陽光の事業は増えるだろうとも思います。</p>
津山主査	<p>議長、少し補足説明をさせてもらってもよろしいでしょうか。</p>
津山主査	<p>小規模の太陽光発電設備というのが申請案件のほとんどでして、たくさん出てきておりますけれども、今、国のほうが協議をしている中で、2020年度以降につきましては、まだ検討段階ということなのですが、売電、発電設備のすぐそばにある施設等で使えるものに限るとか、新電力を含めた電力会社へ売電するとか、そういったようなものでしかFIT法の認定がおりないということを検討されているようです。ですので来年度以降はこのような形でたくさん出てくるということは少なくなってくるかもしれないなというのは感じております。</p> <p>今現在出てきているものにつきましては、先ほど会長から説明がありましたように、面積に応じてどれだけの枚数が設置されるか、過大な面積ではないかということとを考慮し、適正なものには許可相当ということで判断をしておりますし、排水等につきましては関係部局とも連携をして、支障がないと判断するものについてのみ許可相当ということで判断をしているという状況でございます。</p>
議 長	<p>小倉委員さんにも一つ専門家として話をお願いできればと思います。</p>
小倉委員	<p>ソーラーパネルのことについてですか。</p>
議 長	<p>岡本委員さんおっしゃるように、全体的に太陽光っていうのがどういうものか、ちょっとイメージがつかみにくいのかなと思うので、もしよろしければお願いします。</p>
小倉委員	<p>今、日本の中で電力システムに関する法律が大きく変わってきている時期だというのは、全体を見ていまして大きなことだと思います。今年の11月、先月から太陽光パネルとかの発電電力を初めて国が買い取り始めた人について、個人でいうと10年間の期間が終わって電力会社が法律で定められた高い金額で買わなくてよくなったりして、ソーラーパネルで発電した電力をどのように蓄電して活かしていくかということとかが今課題になっております。そういう中で、来年から電力会社が発電する会社と送電する会社とに分離されてきたりすることが法律でもう5年以上前に決まっています。今後この数年で日本の電力システムというのは大きく変わってくる可能性がある時期に来ているので、太陽光パネルが農地でどれぐらい増えていくかっていうのも、なかなかその辺が読みにくいところにあるのかなというのは感じております。</p> <p>メガソーラーになると、光を透過させてその下で農業をするっていうところも、先進的な地域ではあります。例えばお茶の畑とかで光をある程度遮って、そこで発電しつつもお茶をつくっている畑とかありますが、おそらく今後、東広島で増えていくのはそうではなくて、農地を完全にソーラーパネルだけにしてしまうっていうところが多いと思うので、浸水性とかそういった面では不安はあるかなあとと思いますが、会長がおっしゃられたように、現状では規制する法律等はないので、ここで何かできるわけではないのかなあと感じております。</p> <p>以上でよろしいですか。</p>
岡本委員	<p>私が心配するのは、太陽光パネルについて、農業委員が担当地域でいろいろ聞かれたら困るなど思っただけの話です。確かに私のとこの田舎のようなところへも進出し始めていますので、基本的にはそういう話があったら事務局へ聞きなさいということでもいいのですか。</p>
議 長	<p>これについては事務局の方で資料を持っておられたら、提供していただくようにしてはどうでしょうか。</p>
法専農地係 長	<p>法専です。まず、太陽光発電設備設置できる所とできない所、当然土地改良事業等されている対象地ではできません。第1種農地か第2種農地か第3種農地かというところは、事務局で判断しますので、例えばご相談を受けられたらできる所とできない所があるの</p>

法 専 農 地 係 長	<p>でまず農業委員会事務局へ相談してくださいと言っていたら結構です。もしそういう相談を受けるための資料が必要であれば、おっしゃっていただいたらお持ちします。</p> <p>安全性については、先ほども津山が申し上げました様に、開発指導課と連携を取りまして土地の形質を変えることについては特に注意を払っております。しっかりした計画、断面図等を提出させて周辺の営農に支障があるかないかという点についてももしっかり判断してやらせていただいておりますが、事務局で判断が難しい場合は地元の委員さんにご相談申しあげたりすることがあると思います。その際には良きアドバイスをいただけたらと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>その他、何かございますか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いしたいと思います。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、9ページの238-3、12ページの251-16、13ページの254-19、256-21については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、238-3、251-16、254-19、256-21については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第58号「農地法関係事務処理要領の改正について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
法 専 農 地 係 長	<p>議案第58号「農地法関係事務処理要領の改正について」説明を申し上げます。</p> <p>別冊の議案別紙4をごらんください。</p> <p>議案につきましては、前回の改正時と同様、改正前との対比を明確にさせていただきますよう、新旧対照表にて作成しておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>説明につきましては着席にて説明申し上げます。</p> <p>本市の農地法関係事務処理要領は、許可事務を県内他市町村と統一的に行えるよう、広島県の農地法関係事務処理ガイドラインを適用しております。このたび、農地中間管理事業を利用した農地の利用状況報告の提出先が農業委員会に変わったことなどを初めとする11月の農地法改正に伴い、県のガイドラインが改正されたため、本市の事務処理要領を同様に改正しようというものです。</p> <p>主な改正内容でございますが、議案1ページの改正項目をごらんください。</p> <p>まず、第1部、本文の改正点です。</p> <p>1点目は、基盤法、または機構法により、解除条件付きで農地または採草放牧地の賃借権、または使用貸借権の設定を受けた際における、毎年農地等の利用状況を農業委員会に報告しなければならないものの対象者に、農地所有適格法人以外の者を追加いたしました。</p> <p>2点目は、前述の利用状況報告の内容が要件を満たさない場合に、市町村長または農地中間管理機構へ通知しなければならないという旨を追加いたしました。</p> <p>3点目は、法第4条第1項及び第5条第1項の許可が不要となる場合に、機構法による農地利用配分計画で賃借権、または使用貸借権に係る農地を当該農地利用配分計画に定める利用目的に供する場合を追加したもので、当該利用目的は農業用施設用地でございます。</p> <p>次に、第2部の審査基準の改正点ですが、法第4条、第5条関係の許可に係る審査基準の一般基準に、農業場の効率的、総合的な利用の確保の要件を追加しております。また、このたびの改正にあわせて、関係法令の記載方法等の整理、語句を整理しております。本日ご承</p>

法 専 農 地 係 長	認をいただきましたら、令和2年1月1日以降の申請分からの適用となります。なお、表の左端に記載しておりますページ数は、ご承認後お配りいたします新しい事務処理要領のページ数ですので、よろしく願いいたします。 説明は以上でございます。
議 長	只今事務局から説明がございました。 質疑に入ります。 ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、採決に入ります。 議案第58号「農地法関係事務処理要領の改正について」は、議案のとおり広島県の農地法関係事務処理ガイドラインを準用して改正することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第58号「農地法関係事務処理要領の改正について」は、議案のとおり改正することに決定をいたします。なお、只今改正することに承認いただきましたので、改正後の農地法関係事務処理要領、令和2年1月1日申請分から適用する要領を後ほど配付いたしますので、よろしく願いをいたします。 続いて、日程第4の報告に入ります。 報告第49号から報告第52号について事務局の説明を求めます。
法 専 農 地 係 長	報告第49号から第52号までを一括して説明申し上げます。 本件は、東広島市農業委員会規定に基づいて専決処分したものです。 内容は着席にて説明申し上げます。 それでは、報告事項の1ページから7ページをごらんください。 市街化区域内の農地転用届け出に関するもので、届け出により許可不要となるものです。 1ページから3ページは、農地法第4条第1項第8号の規定による届け出を4件、4ページから7ページは、農地法第5条第1項第7号の規定による届け出を9件受理いたしております。 続いて、8ページから14ページをごらんください。 法務局からの農地の転用事実に関する照会に関するもので、地区担当委員さんとの現地調査の結果、22件、計31のうち1件、1筆157-2について農地と回答し、その他21件、37筆につきましては非農地との回答をいたしております。 続いて、15ページから16ページをごらんください。 農業用施設への転用届け出に関するもので、農業用倉庫1件の受理をいたしました。 報告事項は以上です。
議 長	ありがとうございました。 続きまして、日程5のその他に入りますが、何かありますか。 委員の皆様から何かございましたらご提議いただければとは思いますが、よろしゅうございますか。
	< なし >
議 長	ないようですので、次回の総会について森原会長職務代理さんのほうから説明をお願いいたします。
森 原 職務代理者	それでは、次回1月総会は1月30日木曜日15時から開催したいと思います。場所は、本庁4階402号室、403号室で予定をしておりますので、皆さんそろってご出席頂きますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。
議 長	委員の皆様方には、長時間にわたりましてご審議まことにご苦労さまでございました。 以上で12月の総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長

---

議事録署名者 委員

---

議事録署名者 委員

---

議長(会長) 4番 清水 寿昭 委員 5番 森原 敏昭 委員